

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、規制緩和の進展により経営環境が大きく変化するなか、基盤産業に従事する者として、「迅速かつ的確な意思決定の可能な経営機構の整備」と「社会からの揺るぎない信頼の確立」を、コーポレート・ガバナンスの主たる目的としており、取締役会が定める「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」のもと、事業運営の適法性と効率性を確保しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同資源産業株式会社	9,686,780	15.88
エア・ウォーター株式会社	9,150,000	15.00
京葉瓦斯株式会社	6,348,602	10.40
株式会社三井住友銀行	2,136,000	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,403,000	2.30
三井住友信託銀行株式会社	1,169,000	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	991,000	1.62
株式会社千葉銀行	912,878	1.49
FP成長支援A号投資事業有限責任組合	660,000	1.08
三井生命保険株式会社	658,000	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	鉱業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として大多喜ガス株式会社(東京証券取引所市場第二部)を有しており、同社の事業運営と取引の独立性を担保しながら、子会社監査をはじめとした経営監視により、グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大槻 幸一郎	他の会社の出身者					○				

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大槻 幸一郎	○	アジア航測株式会社 代表取締役会長	行政分野および企業経営等における豊富な経験で培われた高い見識を有していることに加え、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、社外取締役(独立役員)としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員に指定しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社におきましては、監査役が会計監査人(有限責任 ずさ監査法人)と情報交換、意見交換を随時行いながら、策定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行等の監査を厳正に実施しているほか、取締役社長の直轄組織として監査室(人員4名)を設置し、監査役及び会計監査人と連携、相談を行いながら、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制及び従業員の職務執行等の内部監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田中 尚文	他の会社の出身者			○		○				
吉益 信治	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田中 尚文		合同資源産業株式会社 代表取締役会長	当社の主要株主かつ主要な取引先である同業他社の業務執行取締役であるため、独立役員要件は満たさないものの、同社において重要な役職を歴任しており、実務経験で培われた高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査役に選任しております。
吉益 信治	○	第一芙蓉法律事務所 パートナー弁護士 大多喜ガス株式会社 社外監査役  吉益氏がパートナー弁護士を務める第一芙蓉法律事務所は、当社の顧問弁護士が所属する法律事務所であります。	長年にわたる弁護士活動を通じて、企業法務と経営実務に関する高い見識を有していることに加え、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、社外監査役(独立役員)としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員に指定しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
---	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的に、業績連動賞与および株式報酬型ストックオプションを導入しております。  
なお、株式報酬型ストックオプションについては、取締役に對する報酬等として年額25,000千円以内で、新株予約権を発行することにしておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、株式報酬型ストックオプションの導入目的に鑑み、ストックオプションの付与対象者を社内取締役としております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の平成24年12月期に係る取締役の報酬等の額は124,245千円、監査役の報酬等の額は42,600千円(うち社外監査役4,200千円)であります。  
(注)1. 取締役の報酬等には、当事業年度に係る役員賞与の支給予定額20,830千円のほか、ストックオプションとして付与した新株予約権の費用計上額14,079千円が含まれております。  
(注)2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬とストックオプション、賞与から構成しております。報酬の額については、基本報酬は役位や担当を勘案し、ストックオプションは役位に応じ、賞与は業績の状況等を勘案の上、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。  
監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

当社は、取締役および監査役の職務を補助する組織を総務部としております。なお、社外取締役および社外監査役には、必要かつ十分な社内情報を提供しております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会が定める「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」のもと、事業運営の適法性と効率性を確保しております。  
取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮り、職務執行状況を定期的に又は必要に応じて報告するとともに、適正な経営判断が行えるよう、部長会やグループ役員連絡会議等を通じて、社内及びグループ内の情報収集と意思疎通を徹底しております。また、法令及び社内規則に基づいた迅速かつ的確な意思決定に努めながら、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況について、取締役会等にて随時確認、検証しております。  
さらに、事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、中期経営計画や部門目標等に反映して適切に管理しているほか、大規模地震等の保安上のリスクに備え、保安体制を整備しております。  
このほか、事業全般にわたる適法性を担保するため、顧問契約を結んでいる3法律事務所及び1会計事務所に専門的な助言を仰ぐとともに、取締役全員で構成するコンプライアンス委員会を設置し、遵法精神と企業倫理に基づいた企業活動を推進しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、経営環境が大きく変化するなか、基盤産業に従事する者として、「迅速かつ的確な意思決定の可能な経営機構の整備」と「社会からの揺るぎない信頼の確立」をコーポレート・ガバナンスの主たる目的とし、その実現のため、以下の企業統治体制を採用しております。  
当社は、監査役制度採用会社であり、取締役会は、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて随時開催し、会社の業務執行にかかる意思決定及び取締役の職務執行の監督について、取締役8名(うち社外取締役1名)が適正に実施しております。  
また、監査役会においては、監査役4名(うち社外監査役2名)が緊密に協力しながら、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行等について、厳正な監査を実施しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、平成24年12月期の定時株主総会において、法定期限(総会開催日の2週間前)の6日前に株主総会招集通知を発送しております。

#### 2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト向けの決算説明会を毎年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書、株主向け報告書、アナリスト向け説明会資料等を、自社ホームページ( <a href="http://www.gasukai.co.jp/">http://www.gasukai.co.jp/</a> )に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社においては、IR業務を担当する組織を総務部としております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」において、株主、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、認証取得したISO14001規格に基づく環境保全活動を推進しているほか、良き企業市民として社会貢献活動に努め、それらの活動内容をまとめた「CSR報告書」を毎年1回発行しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、「天然ガスの生産と販売を中核に、快適で豊かな生活の実現と社会の発展に貢献する」との経営理念のもと、事業全般にわたる信頼性を確保し、適正な会社業務を遂行するため、次のとおり体制を整備し、適宜検証または改善に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役会は、取締役全員で構成するコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員および使用者が守るべき基本的誓約として制定した「コンプライアンス基本方針」および「同行動規範」の徹底を図り、遵法精神と企業倫理に基づいた企業活動を推進します。  
(ロ) 取締役会は、法令および「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の開催に加え、必要に応じて随時開催し、会社の業務執行の決定および取締役の職務執行の監督に関して、適正な実施に努めます。  
(ハ) 取締役は、取締役会において、会社の業務執行にかかる重要事項を適時に諮るとともに、職務執行状況を定期的にまたは必要に応じて報告します。

(ニ) 取締役は、適正な経営判断が行えるよう、常に情報収集と意思疎通に努めます。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる取締役会議事録や決裁書等の情報については、法令および「文書規則」等に基づき、適切な保存および管理を実施します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 取締役は、定期的にまたは必要に応じて、事業全般におけるリスクを把握、評価、分析し、中期経営計画や部門目標等に反映して適切に管理します。

(ロ) 取締役は、大規模地震等の保安上のリスクに備え、「保安規程」や「災害対策マニュアル」等の整備や、定期的な防災訓練の実施を通じて、適切な保安体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役は、中期経営計画や年度予算の確実な遂行に向けて、部門目標を適切に管理し、これらの経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時確認、検証します。

(ロ) 取締役は、「取締役会規則」および「組織規程」により、取締役会付議事項または社内決裁事項を判断し、迅速かつ確かな意思決定を行います。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、使用人の職務執行における法令遵守の定着を図るため、「コンプライアンス基本方針」および「同行動規範」の徹底をはじめとした、コンプライアンス委員会による啓蒙、教育活動を推進します。

(ロ) 当社は、使用人が法令、定款または倫理に反する虞のある事項を発見した場合には、職場に配置したコンプライアンス推進担当者等を通じて、コンプライアンス委員会が速やかに報告を受ける体制を確立します。

(ハ) 当社は、潜在的な問題の早期把握に努め、コンプライアンス委員会による是正措置の決定や顧問弁護士との連携等により、適切に解決します。

(ニ) 当社は、内部監査組織として監査室を設置し、使用人の職務執行が適正に行われることを確認し、職務執行状況に問題があった場合は、速やかに是正措置を行います。

6. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の進むべき方向性や位置付けを明確にするとともに、「コンプライアンス基本方針」および「同行動規範」を全ての子会社に適用し、子会社における業務の適正を確保するための積極的な支援、指導を行います。

(ロ) 当社は、毎月1回開催されるグループ役員連絡会議等を通じて、グループ各社の情報把握と意思疎通を行うとともに、子会社情報が取締役会に迅速かつ的確に報告される体制を確立します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項  
当社は、監査役を補助する組織を総務部とし、監査役の必要に応じて専任の補助者を置く場合は、その処遇等について、取締役と監査役が協議するものとします。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、法定事項に加えて、会社に重大な影響を及ぼすと思われる事項や、コンプライアンス委員会における付議事項を速やかに監査役に報告し、監査役の要請に基づき、必要な情報提供を行います。

9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる体制を維持します。

(ロ) 取締役は、監査役が会計監査人および監査室と連携、相談できる体制を維持します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、次のとおり体制を整備し、適宜検証又は改善に努めます。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、あらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を行い、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス基本方針」及び「同行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断を強く謳っており、それらの社内周知を徹底しております。

また、反社会的勢力による被害を防止する体制として、会社組織全体で対応することを前提に、その統括組織を総務部としております。

さらに、反社会的勢力排除に向けた活動として、平素から特殊暴力対策を目的とした団体等を通じた情報収集を行っているほか、必要に応じて警察や顧問弁護士に連携して対処します。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

重要な会社情報の総括所管は、社内規則（インサイダー情報管理規則）にしたがって総務部が担当しており、情報取扱責任者は総務部長が務めております。金融商品取引法や有価証券上場規程等に照らし、開示が必要と判断された会社情報は、取締役会、代表取締役社長又は総務管掌取締役の承認を経て、適時適切に開示しております。

#### 1. 決定事実（子会社を含む）、決算等に関する情報

取締役会による開示内容の承認を得て、総務部（及び経理部…決算等に関する情報の場合）にて開示手続を行います。

#### 2. 発生事実に関する情報

代表取締役社長による開示内容の承認を得て、総務部にて開示手続を行います。また、取締役会には開示内容が速やかに報告されます。

#### 3. 子会社の発生事実、子会社の決算等に関する情報

総務管掌取締役による開示内容の承認を得て、総務部にて開示手続を行います。また、取締役会及び代表取締役社長には開示内容が速やかに報告されます。

# コーポレート・ガバナンス体制模式図



